

資料2 説明事項(1)

福祉避難所への取り組みについて

福祉避難所の開設・運営に係る取り組みの経過

1 経緯

本市において、先の震災を教訓に、今年度に改訂中の次期地域防災計画に位置づけられる予定の福祉避難所のあり方に関し、対象施設等の選定や、民間施設、関係機関との協議及び福祉避難所の運営方法について、取り組むこととなりました。

のことから、まずは、民間の社会福祉施設を活用した福祉避難所の開設に向けて、関係団体との協定締結に向けて話し合いを行なうこととなりました。

2 協定先個別説明会

(1) 生活支援について

ア 福島県老人保健施設協会いわき連絡協議会	7月19日（金）
イ いわき地区障害者福祉連絡協議会	7月25日（木）
ウ いわき市特別養護老人ホーム連絡協議会	8月5日（月）

(2) 人的支援について

・ 社会福祉法人 いわき市社会福祉協議会	8月5日（月）
----------------------	---------

(3) 物資調達支援について

・ 福祉機器等取扱団体（文書依頼）	9月6日（金）
-------------------	---------

3 協定先全体説明会

11月1日（金）

福島県老人保健施設協会いわき連絡協議会、いわき市地区障害者福祉連絡協議会、いわき市特別養護老人ホーム連絡協議会等から46名のもと、次の点について説明と意見交換を実施。

- (1) 地域防災計画における福祉避難所の位置づけについて
- (2) 協定締結について
- (3) 災害時要援護（避難行動要支援）者について、等

4 今後

平成26年2月の協定を目指し、今後、各団体の代表と協議を行なう予定。

地域防災計画における福祉避難所の位置づけについて

1 国における取り扱い

国では、防災基本計画及び福祉避難所ガイドラインにおいて、福祉避難所について、次のとおり記述しているところ。

防災基本計画 第2編 震災対策編 第2章 災害応急対策 第5節 避難収容活動 (p. 41~43)

4 災害時要援護者への配慮

- 避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮すること。特に避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

厚生労働省 福祉避難所設置・運営に関するガイドライン

2 福祉避難所の指定

- 都道府県、市区町村は、福祉避難所として利用可能な施設に関する情報及び福祉避難所の指定要件等を踏まえ、福祉避難所として指定する施設を選定し指定する。

(利用可能な施設として考えられるもの)

- ・ 指定避難所（小・中学校、公民館等）
- ・ 老人福祉施設（デイサービスセンター、小規模多機能施設等）、
障害者支援施設等の施設（公共・民間）、保健センター、養護学校
- ・ 宿泊施設（公共・民間）

(指定要件等)

- ・ 施設自体の安全性が確保されていること
(耐震、耐火構造、津波災害・土砂災害・浸水危険箇所区域外)
- ・ 施設内における要援護者の安全性が確保されていること
(バリアフリー、障害者用トイレ等)
- ・ 要援護者の避難生活に必要なスペースが確保されていること

2 市地域防災計画における取扱い

東日本大震災においては、多数の市民が避難所に避難し、その中には要援護者が数多くいたところであるが、福祉避難所がなく、対応に苦慮したところである。

このため、要援護者に特別に配慮した施設として、現在改訂作業を進めている市地域防災計画に、新たに福祉避難所を位置付けていく予定である。

○要援護者に特別に配慮した避難所として福祉避難所を指定予定

(1次福祉避難所：10箇所 公共施設を指定)

- | | | |
|-----------|---------------|--------------|
| ・県立平養護学校 | ・県立いわき養護学校 | ・県立いわき海浜自然の家 |
| ・内郷公民館 | ・内郷デイサービスセンター | ・いわきゆったり館 |
| ・勿来の閑荘 | ・サンアビリティーズ | ・三和ふれあい館 |
| ・田人おふくろの宿 | | |

(2次福祉避難所：・箇所 民間福祉施設を指定予定)

- | | | |
|---------|----------|----|
| ・老人福祉施設 | ・障害者福祉施設 | など |
|---------|----------|----|

(参考) 東日本大震災における避難者等の状況

発災後時間経過	避難所数 (箇所)	避難者数 (人)	水道 (通水率)	停電戸数
24時間後	139 (100%)	19,574 (100%)	0%	約20,000戸
3日後	99 (71%)	15,377 (79%)	ほぼ0%	約60%復旧
1週間後	80 (58%)	6,481 (33%)	約25%	約65%復旧
2週間後	60 (43%)	3,824 (20%)	約60%	約95%復旧
1ヶ月後	46 (33%)	2,577 (13%)	約95%	
5ヶ月後	発災後5ヶ月間で避難所閉鎖			

大規模災害発生時における福祉避難所設置・運営に係る協定について（案）

1 経緯

先の震災発生時には、建物の損壊や水道、電気といったライフラインの停止、道路・鉄道の寸断による食料、医薬品、燃料等の供給停止のほか、原発避難による人員流出等を理由に、行政のみならず、福祉医療の分野においても、医療機関をはじめ、福祉施設や事業所等そのものの機能が大幅に低下するという事態が生じることとなりました。

本市でも、一部で臨時の福祉避難所は設置したものの、従来の避難所対応では、避難生活に困難を伴う方が数多く発生し、指定避難所のあり方が大きな課題となりました。

今回の震災を教訓に、今後、同規模の複合的な災害が発生した場合でも、本人、介護者並びに他の避難者への影響を最小限とするため、公共施設の一部を福祉避難所として指定するほか、主に入所施設を運営する民間団体と福祉避難所設置・運営協定を取り交わすことで、災害発生の状況に応じて柔軟な対応ができる大きな枠組みのなかでの体制づくりを目指すこととなりました。

2 協定先

(1) 生活支援について

- ア いわき市特別養護老人ホーム連絡協議会
- イ 福島県老人保健施設協会いわき連絡協議会
- ウ いわき市地区障害者福祉連絡協議会

(2) 物資調達支援について

- ・ 福祉機器等取扱団体

(3) 人的支援について

- ・ いわき市社会福祉協議会

3 対象者

避難を余儀なくされた者のうち、次に掲げる方

- (1) 社会福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、避難所での生活において特別の配慮を要する者。
- (2) その他、市長が必要と認める者。

(主に想定される方)

日ごろ、当該法人等の在宅サービス（通所介護、短期入所、生活介護等）を利用している方や地域で生活する要介護者等

4 福祉避難所

- (1) 公共施設（指定）
- (2) 民間団体が運営する入所施設等

(主に想定される施設)

- 1 特別養護老人ホーム
- 2 老人保健施設
- 3 障害者支援施設

5 要請方法

要請は、災害対策本部又は災害対策地区本部（以下「本部等」という。）からの福祉避難所設置要請に基づくものとします。

⇒災害対策本部からの要請があって、はじめて福祉避難所と位置づけられるものであること。

6 協力要請内容

福祉避難所の設置及び運営並びに受け容れた要援護者等に対する日常生活上の支援（相談等を含む）

7 設置期間

災害発生の日から必要最小限の期間とします。

市は、公的福祉避難所において支援体制が整った時点で、すみやかに移行する等、民間福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとします。

⇒長期間設置の想定ではないこと。施設の空き状況等に応じて、給付対象とする等の対応や、公的福祉避難所における支援体制が整い次第、移動を依頼すること。

8 受入可能人数の把握

平時から、受入可能人数について、定期的に把握するものとすること。

9 費用の負担等

市は、福祉避難所の設置に係る経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところに基づき、所要の実費を負担するものとすること。

10 協定時期

平成 26 年 2 月を目途。

11 その他

(1) 移送方法

福祉避難所への要援護者等の移送は、原則として介助する者が行うものとすること。ただし、市及び受入先は可能な範囲で移送についても協力するよう努めるものとすること。

(⇒状況に応じて、主たる介護者の帯同を依頼するものであること。ただし、介護者への対応は一般の避難所と同等のものであること。)

(2) 物資調達

市は、要援護者等に対する必要な飲料水、食料、介護用品、その他生活必需品等、福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとすること。

(市において福祉機器等取扱団体と協定締結を検討。)

(3) 人的支援

市は、乙が適切な介護ができるよう介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとすること。(市において人的支援について社協と協定締結を検討。)

(4) 連絡体制等

市は、要援護者の受け入れ等に係る連絡体制、方法及び手段並びに共有可能な情報について、災害時に支障をきたさないよう、常に点検、改善に努めるものとする。

災害時要援護者登録のご案内



災害時要援護者登録制度とは？

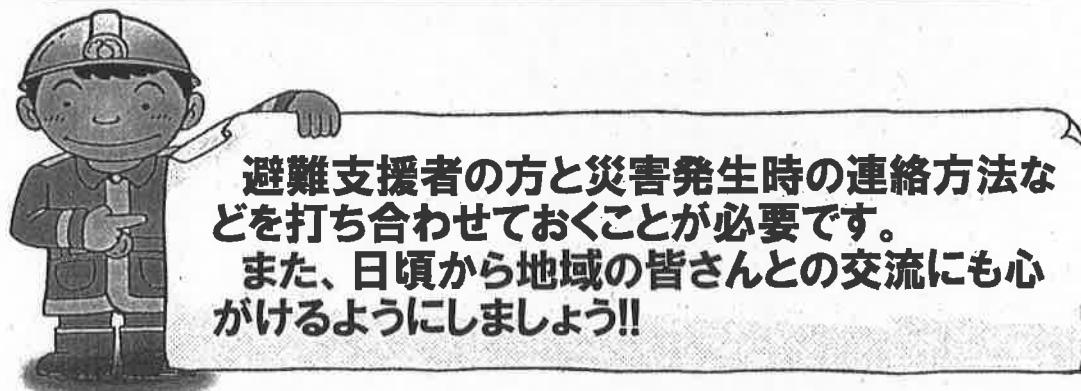
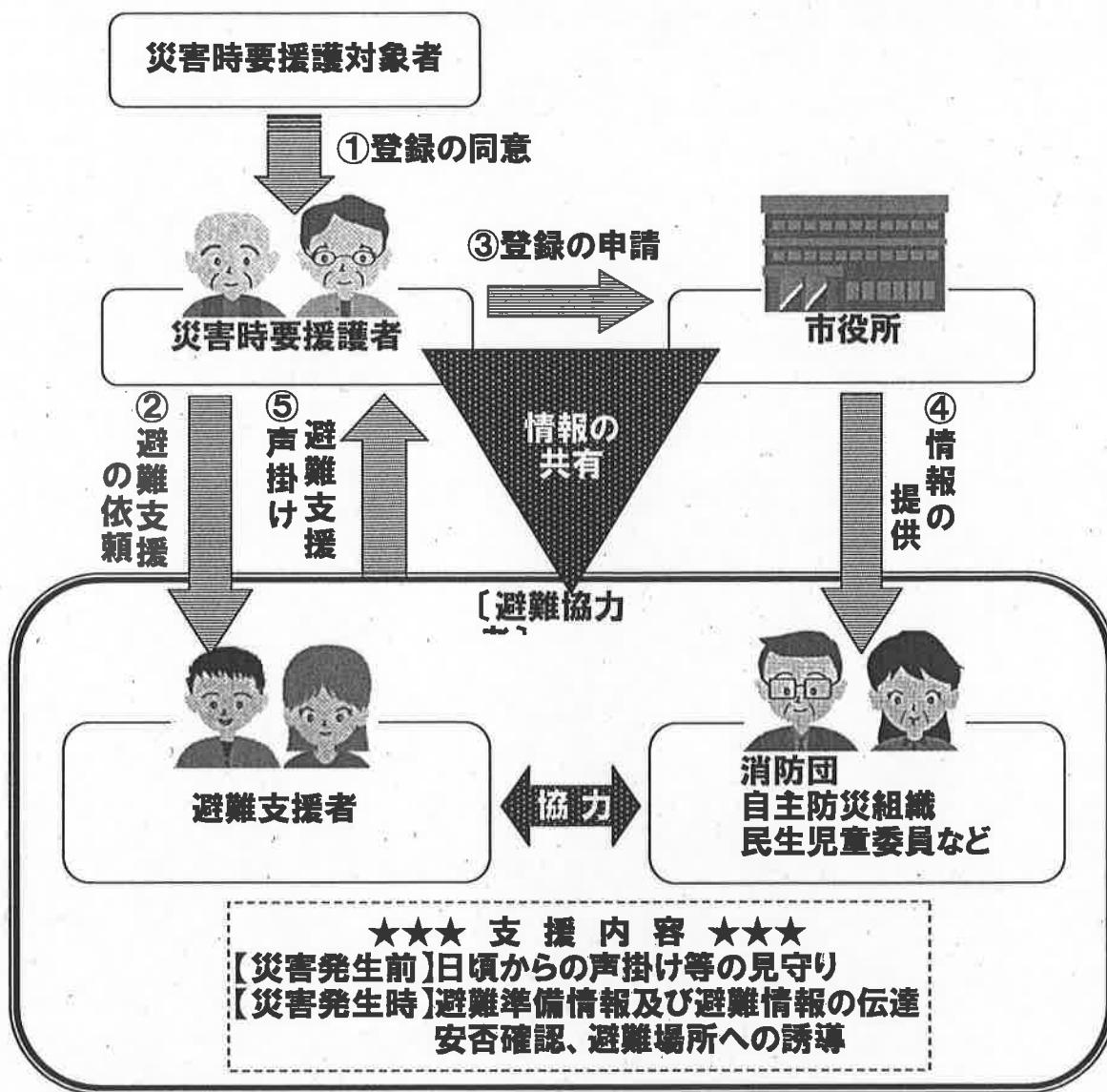
災害時要援護者登録制度は、災害時やそのおそれがある場合に家族等の支援が困難で何らかの助けを必要とする方（災害時要援護者）が、災害時等における支援を地域の中で受けられ、安全安心に暮らすことができるようにするための制度です。

災害時要援護者とは？

次の(1)～(4)に該当する方のうち、在宅で生活する方で、災害が発生した場合に自力での移動や情報の収集が難しく、避難するために何らかの手助けが必要となる方が対象となります。

- (1) 65歳以上の高齢者で次のいずれかに該当する方
 - ① 介護保険法における要介護3・4・5認定者
 - ② 一人暮らし高齢者
(家族の就業等により日中一人暮らしとなる方を含む。)
 - ③ 高齢者のみ世帯
- (2) 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方
- (3) 重度の難病患者（特定疾患医療受給者）
- (4) その他支援が必要と判断される方

災害時要援護者登録制度のしくみ



個人情報の取扱い

登録していただいた個人情報については、災害時等の緊急対策や、日常生活の見守り支援に使用するためのものであり、それ以外の用途に使用することはありません。

災害時要援護者の登録方法は？

災害時要援護者の登録を希望される方は、最寄りの各地区保健福祉センター及び支所（内郷支所を除く）に『要援護者登録申請書兼台帳』（右図参照）が備え付けてありますので、避難支援者を選定していただき、必要事項をご記入のうえ、各窓口に提出してください。登録は隨時受け付けております。

なお、台帳に記載された情報は、消防署、消防団、自主防災組織、自治会、民生児童委員、社会福祉協議会及び地域包括支援センターに提供し、災害時等の支援体制を整えるために活用されます。このため、登録に際しては、個人情報の提供等に関して、ご本人の同意をいただくことになります。

第1分様式（第3余白欄）		要援護者登録申請書兼台帳	
		年	月
いわき市長 様			
住所	TEL 郵便番号 FAX	生年月日　西暦表示	
氏名	（男・女）	年	月
家族構成（本人含む）	人	同衾通報システム	1あり 2なし
要援護者区分（該当する全ての番号に○）			
1 爪合高齢者	2 高齢者の介助者	3 中の高齢者または高齢者のみ住居	
4 斎介高齢者（要支援（1・2）者介護（1・2・3・4・5））	〔サービス利用（有・無）〕		
5 食事扶助が必要（届け出）	〔サービス利用（有・無）〕		
6 車椅子使用者	〔サービス利用（有・無）〕		
7 施設子育て支援（A・B）	〔サービス利用（有・無）〕		
8 利用料金が高い（届け出）	〔サービス利用（有・無）〕		
9 その他（）	〔サービス利用（有・無）〕		
必要な内容区分（該当する全ての番号に○）			
【扶養料】			
1 家庭構成変更（自力【要扶養の夫婦を含む】での構成が困難な方）			
2 他の避難場所（自力での避難が困難な方）			
3 離島居住者（離島の夫婦を含む）			
4 斎介高齢者（自力で扶養が困難な方【人工透析、施術等】）			
【早急】			
5 見守り・声かけ			
6 全般サービス（高齢者福祉サービス、障がい者福祉サービスの実施）			
7 その他（）	〔サービス利用（有・無）〕		
その他特記事項			
◎扶養	1 立て	2 お守りがあれば可	3 お介助があれば可
○扶養	1 あり	（）	2 なし
○その他	〔扶養〕		
緊急時の連絡先の高齢者			
氏名	経済	住所	TEL
氏名	経済	住所	TEL
氏名	経済	住所	TEL
避難支援者（要援護者）			
氏名	住所	TEL	（）
氏名	住所	TEL	（）
氏名	住所	TEL	（）
避難支援者を認定できない理由			
1 避難付き合ひがない（）	（）		
2 お守りの責任者（）	（）		
この傾向は、行政、市民による緊急避難、地域包括支援センター、日常的な実績や見守り等を行う地域の団体（NPO法人、民生児童委員など）、及び災害時に備え、消防署、消防団、自主防災組織に対し、提供することに留意します。			
また、避難一覧を作成し、更新に備えるための住民登録を利用することを準備します。			
要援護者氏名			
この会報に掲載する情報は、災害時の緊急対応や日常生活の見守り・支援に使用するためのものであり、他に情報を持たせたり、それ以外の目的に使用することはございません。			
いわき市長			

避難支援者とは？

災害時要援護者に対し、消防団や自主防災組織、民生児童委員などと協力し合いながら災害時やそのおそれがある場合に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援を行うとともに、このような活動ができるように、日頃から声掛け等を行う近隣住民の方などで、原則として2名登録してください。

◆災害時要援護者の近隣にお住まいの方へ◆

災害時等において、消防をはじめとする行政機関や消防団などが行う避難誘導などの公的支援には、おのずと限界があります。また、災害時要援護者にとって、実際に災害が発生した時の情報伝達、安否確認や、避難する場合などには、地域住民による支援が最も有効とされております。

災害時要援護者に対する避難支援等について、趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますようお願い致します。

災害発生時には、まず、避難支援者ご自身やご家族の生命・安全を守ることが第一となります。このことから、災害時要援護者の支援については、可能な範囲でお願いするものであり、避難誘導等に関して、その責任を伴うものではありません。

災害に備えて

災害の被害をできるだけ抑えるためには、日頃からの備えが何より大切です。災害に備え、次の項目などについて、確認しておきましょう。

- 非常持出品（水、食品、懐中電灯など）を準備し、いつでも持ち出せる場所に備えておきましょう。
- 消火器や消火用水などの消火に役立つものを普段から備えておきましょう。
- 家具等の転倒、落下防止のため、トメ金などで固定しましょう。
- ブロック塀や石塀などの転倒防止対策を施しましょう。
- 家の柱や土台、屋根瓦など老朽化しているものは補強しておきましょう。
- 慌てずに行動できるように、「家の中でどこが一番安全か」、「救急医薬品や火気などの点検」、「避難場所はどこか」、「家族間の連絡方法と最終的にどこでおちあうか」など、普段から確認しておきましょう。
- いざという時のために、防災訓練には積極的に参加しましょう。



お問い合わせ

いわき市役所

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

【災害時要援護者の登録に関すること】

保健福祉部 保健福祉課 TEL 0246(22)7450（直通）

【災害時要援護者の避難支援に関すること】

行政経営部 危機管理課 TEL 0246(22)1242（直通）